ただし、次に掲げる座席に備える頭部後傾抑止装置には適用しない。 ⑴～⑸　（略） 本技術基準は、協定規則第25号と調和したものである。	ただし、次に掲げる座席に備える頭部後傾抑止装置には適用しない。 ⑴～⑸　（略） 本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則（以下「協定規則」という。）第25号と調和したものである。
2.～別紙５　（略）	2.～別紙５　（略）
別添55　前照灯洗浄器の技術基準	別添55　前照灯洗浄器の技術基準
1.　適用範囲 本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器に適用する（保安基準第32条第12項関係）。 なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。	1.　適用範囲 本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器に適用する（保安基準第32条第12項関係）。 なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則第45号と調和したものである。
2.～別紙１　（略）	2.～別紙１　（略）
別添56　前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準	別添56　前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準
1.　適用範囲 本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する（保安基準第32条第13項関係）。 なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。	1.　適用範囲 本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する（保安基準第32条第13項関係）。 なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則第45号と調和したものである。
2.・3.　（略）	2.・3.　（略）
別添58　車幅灯の技術基準	別添58　車幅灯の技術基準
1.　適用範囲 この技術基準は、自動車に備える車幅灯に適用する（保安基準第34条第２項関係）。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。 なお、本技術基準は、灯光の色に係る規定を除き、協定規則第７号と調和したものである。	1.　適用範囲 この技術基準は、自動車に備える車幅灯に適用する。（保安基準第34条第２項関係）ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。 なお、本技術基準は、灯光の色に係る規定を除き、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第７号と調和したものである。
2.～別紙２　（略）	2.～別紙２　（略）
別添59　前部上側端灯の技術基準	別添59　前部上側端灯の技術基準
1.　適用範囲等 この技術基準は、自動車に備える前部上側端灯に適用する（保安基準第34条の２関係）。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。 なお、本技術基準は、協定規則第７号と調和したものである。	1.　適用範囲等 この技術基準は、自動車に備える前部上側端灯に適用する。（保安基準第34条の２関係） ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。 なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第７号と調和したものである。
2.～別紙２　（略）	2.～別紙２　（略）
別添60　前部反射器の技術基準	別添60　前部反射器の技術基準
1.　適用範囲等 この技術基準は、自動車に備える前部反射器に適用する（保安基準第35条関係）。ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える前部反射器にあっては、5.の規定にかかわらず、別紙６の1.の試験を省略することができる。	1.　適用範囲等 この技術基準は、自動車に備える前部反射器に適用する。（保安基準35条関係）ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える前部反射器にあっては、5.の規定にかかわらず、別紙６の1.の試験を省略することができる。